

○千葉市感染症診査協議会条例

平成11年3月8日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第6項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成19条例14・一部改正）

(名称)

第2条 協議会の名称は、千葉市感染症診査協議会とする。

(委員)

第3条 協議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（平成19条例14・一部改正）

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員3人以上をもって組織する。この場合において、委員の過半数は、医師である委員でなければならない。

3 部会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 部会に部会長を置く。

- 7 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 8 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 9 第4条第4項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。
- 10 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(平成26年条例9・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 千葉県衛生薬剤散布条例（昭和44年千葉県条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年3月12日条例第14号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。